

令和3年度第8回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年11月10日(水)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前10時00分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	6 番	天 崎 直 幸
	2 番	浅 田 昭 弥	7 番	稲 田 洋 子
	3 番	加 藤 幸 児	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	4 番	絹 谷 澄 雄		
議事録署名委員	8 番	吉 川 保	9 番	奥 迫 静 子
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	松本事務局長	<p>定刻より早いですが、予定している委員の皆さんがそろわれましたので令和3年度第8回 日南町農業委員会を開会致します。</p> <p>本日欠席の委員の方の報告をさせていただきます。絹谷委員ですが農作業中に骨折されたということで欠席の報告を受けております。それでは梅林会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。皆さんすでにご承知のことと思いますが、同僚委員であります、天崎直幸委員が11月3日に秋の叙勲を受賞されました。旭日単光章を受けられることと成りました。皆さんと一緒に喜び申し上げます。</p> <p>天崎委員は、今年5月まで23年間日南町商工会の理事・副会長・会長として、大型店の出店や人口減少の中、行政と連携し町内事業者の支援や町の商工業の維持活性化に尽力された功績をもって受賞されたものです。</p> <p>また現在は日南町農業委員の学識経験者枠で、経験豊かな知識をもって活躍いただいているところであります。本当におめでとうございました。</p> <p>11月5日に農業会議主催の令和3年度農業委員会特別研修が倉吉未来中心にて開催され農業委員8名が出席いたしました。</p> <p>内容は、「人・農地プランの実質化を確実に進めていくために」と題して一般社団法人全国農業会議所専門相談員の澤畑佳夫氏の講演でした。後日DVDでこの度参加できなかった推進委員の皆さんと再度研修したいと思っています。以上を申し上げます令和3年度第8回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、8番 吉川委員、9番 奥迫委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長 主 幹	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約についてです。本日は5件の届出が出ております。</p> <p>報告番号1、農地の所在地が△△×××番地、×××番地、田が2筆、面積合計が2704㎡、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇さんになります。契約期間が令和7年12月10日まで残っておりますが、解約後、中間管理事業を通じて一般社団法人□□□が耕作予定となります。</p> <p>報告番号2は機構と耕作者との解約になります。</p> <p>報告番号3、農地の所在地が△△×××番地の他、田が1筆、原野が3筆の合計4筆、面積合計が2389.63㎡、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇さんになります。契約期間が令和7年12月10日まで残っておりますが、解約後、中間管理事業を通じて一般社団法人□□□が耕作予定となります。</p> <p>報告番号4は機構と耕作者の解約になります。</p> <p>報告番号5、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田と原野が1</p>

		<p>筆ずつ、面積合計が 2379 m²、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、契約期間が令和 7 年 2 月 28 日まで残っておりますが、解約後、中間管理事業を通じて一般社団法人□□□が耕作予定となります。こちらの新たな契約につきましてはこの後の議案でご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>報告としましては以上の 5 件、14 筆、7472.63 m²となります。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。</p>
議案第 1 号	議 長	<p>続いて議事に移ります。議案第 1 号農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第 1 号農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。本日は 2 件の非農地証明の申請が出ておりますのでご審議お願いいたします。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、畑が 5 筆、面積合計が 1314 m²、農地の所有者が△△町の〇〇〇さん、非農地の事由が 20 年以上耕作しておらず、原野化している。今後も活用の予定はないということです。議案書の剥ぐっていただきましたところに、申請番号 1 として中間図、字切図、現地写真をつけております。現地確認をさせていただきました際にドローンで撮影していただきましたのでそちらの写真も付けております。現地の確認をしまして、家の周りについては宅地としての管理がなされていまして、それ以外のところはすでに山林のような状況ということで確認をさせていただきました。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 4 筆、畑が 1 筆、合計 5 筆、面積合計が 721 m²、農地の所有者が△△府の〇〇〇さん、非農地の事由が 20 年以上耕作しておらず、原野化している。今後も活用の予定はないということです。資料の剥ぐっていただきましたところに申請番号 2 として中間図、字切図、現地写真を付けております。こちらの現地を確認しまして、原野というより家の庭先という感じできれいな管理がされておりました。家の裏側は多少の草刈りはされていましてが原野ということで利用されていないということを確認しました。以上、2 件、10 筆、2035 m²となります。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。</p> <p>申請番号 1 からお願いします。糸田川推進委員お願いします。</p>
	糸田川 推進委 員	<p>多里地域推進委員の糸田川です。10 月 22 日に絹谷委員、松本さん、石倉さんと 4 人で現地確認をしております。中間図、字切図、現地写真等見ていただいたらわかると思いますが山林化していたり宅地化していたりしました。山林になっているところについては、人が入るには不適な場所もありましたので、ドローンで撮影しました。ドローンで撮影したものと字切図の比較がしやすいかなということで絹谷委員にもコメントをいただいて</p>

		<p>おります。こちらを非農地にしても周辺の農地には影響がないと思いますので、ご審議お願いいたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、申請番号 2 の補足説明を坪倉推進委員お願いします。</p>
	坪倉推進委員	<p>山上地域推進委員の坪倉です。今回申請がありましたが、昭和 40 年ごろには現状のように家が建っていたと思います。それ以降建物の構造等変更はなっていないようです。またこちら建物の所有者の方は長期間不在になっております。現地を確認しましたところ玄関側のほうは庭の状態です。家の後ろ側は草が生えた状態で原野化している状態です。家として利用できる状態ではないということを確認しておりますのでご審議よろしくお願いします。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について補足説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。本日は 2 件の申請がございます。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面積合計が 5625 m²、譲渡人が△△町の〇〇〇さん、譲受人が△△市の〇〇〇さん、贈与ということで申請をいただいております。剥ぐっていただきましたところに申請番号 1 として中間図、字切図、現地写真をつけさせていただいております。また現地確認の際にドローンの撮影もしていただきましたので、その写真も付けております。こちらの件につきましては、お父様から子供さんへの贈与ということで申請をいただいております。譲受人の方ですが、△△市にお住まいですが、定期的に日南町に帰ってこられて農地の手伝い等作業をされているということです。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 3 筆、原野が 2 筆、合わせて 5 筆、面積合計が 5755 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、贈与ということで申請をいただいております。資料はぐっていただきましたところに申請番号 2 として中間図、字切図、現地写真を付けさせていただいております。こちらの案件につきましては昨年より相談があったもので、遠縁の親戚にあたられる〇〇〇さんが以前から耕作されていたところを譲り受けられるということで相談があったものになります。この申請につきましては 10 月中に申請を受け付けたものです。以上、2 件、7 筆、11380 m²、ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>

	議 長	議案第 2 号について事務局からの説明が終わりました。補足説明がありますでしょうか。 (糸田川推進員挙手) 糸田川推進員。
	糸田川 推進委 員	多里地域推進員の糸田川です。申請番号 1 の案件ですが、こちらも 10 月 22 日に現地確認を行っております。事務局からの説明もありました通り、親族間での贈与であり、財産の整理ということで問題がないと考えます。ご審議お願いいたします。
	議 長	ありがとうございます。続いて申請番号 2 の案件につきまして、青戸推進員お願いします。
	青戸推 進委員	山上地域推進員の青戸です。申請番号 2 の案件につきまして、〇〇〇さんに贈与ということで、現地を確認しまして、写真を見てもらえたらわかるとおり、野菜を作っておられます。写真の下はそばを蒔いておられますが、イノシシの被害にあってほとんどできておりませんが、きれいに管理されておられますので、認めていただきたいと思います。以上です。
	議 長	議案第 2 号について補足説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 幹	議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料を剥ぐっていただきましたところに総括表も付けさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。本日は機構を通じた新規の契約が 3 件、相対の新規の契約が 1 件、計 4 件の申請となっております。 申請番号 1、土地の所在地が△△×××番地、×××番地の田が 2 筆、面積合計が 2704 m ² 、利用権を設定する者が△△市の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付、物納全体◇◇◇kg、契約期間が令和 3 年 12 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 11 年 2 ヶ月です。 申請番号 2、土地の所在地が△△×××番地の他合計で 4 筆、面積合計が 2389.63 m ² 、利用権を設定する者が△△市の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付、物納全体◇◇◇kg、契約期間が令和 3 年 12 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 11 年 2 ヶ月です。 申請番号 3、土地の所在地が△△×××番地の他合計で 4 筆、面積合計が 3914 m ² 、利用権を設定する者が△△市の〇〇〇さん、設定を受ける者が、鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付、物納全体◇◇◇kg、契約期間が令和 3 年 12 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 11 年 2 ヶ月です。 申請番号 4、土地の所在地が△△×××番地の他田が 4 筆、面積合計が

		7879 m ² 、利用権を設定する者が△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付、物納全体◇◇◇kg、契約期間令和3年12月1日から令和8年12月31日までの5年1ヶ月です。以上4件、14筆、16886.63 m ² となっております。申請番号4が相対契約となっておりますので、相対契約をされる〇〇〇さんの経営状況の資料を次のページに付けさせていただきますので、併せてご確認いただけたらと思います。以上です。
	議 長	議案第3号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。 (天崎農業委員挙手) 6番天崎農業委員。
	天崎農業委員	細かいことですが、期間ですが、申請番号1から3までは令和3年12月1日から令和14年12月31日までの11年2ヶ月となっておりますが、申請番号4は令和3年12月1日から令和8年12月31日までの5年1ヶ月となっておりますが、これでいいんですか。
	主 幹	すみません、11年1ヶ月が正しい表記になりますので、修正をお願いいたします。
	議 長	その他、議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第4号	議 長	次に移ります。議案第4号農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局をお願いします。
	主 幹	議案第4号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐっていただきましたところに総括集計表を付けさせていただきますので、本日は1件ということで、ご審議をいただきたいと思います。権利の設定を受けられるのが、△△の一般社団法人□□□、土地の所在地が△△×××番地の他合計で10筆、面積合計が9007.63 m ² 、令和3年12月1日から令和14年12月31日までの11年1ヶ月の契約で、物納となっております。また、1ヶ所訂正をお願いします。利用権を設定する者ということで3名の方のお名前を記載しておりますが一番上の〇〇〇さんではなく、〇〇〇さんになります。修正をお願いします。一般社団法人□□□の経営状況につきましては剥ぐっていただいたところに資料を付けさせていただきますので、併せてご確認お願いいたします。以上です。
	議 長	議案第4号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第4号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議第1号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第1号農業委員及び農地利用最適化推

	<p>進委員の推薦・募集について事務局お願いします。</p> <p>松本事務局長 協議第1号農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集についてです。現在お世話になっております委員の皆さんの任期ですけれども、令和4年5月18日までとなっております。前回の委員の募集は1月末から始めましたがなかなか苦勞いたしまして、4月になって最終的に決まったところもございます。従いまして、前回より1ヶ月早めに募集をかけさせていただけたらと思っております。まち協等、現委員の皆さんのお世話になりながら進めさせていただけたらと思っております。今回は最適化推進委員の各地域での定数について確認させていただけたらと思います。</p> <p>農業委員の定数は町全体で10名となっております。こちらは町長が推薦・募集を行い議会の同意を得て任命するという流れとなっております。</p> <p>農地利用最適化推進委員の定数は9名となっております。現場の活動が主になりますので、地区ごとに定数が定まっています。こちらは農業委員会が推薦・募集を行い、新会長が委嘱するという流れになります。</p> <p>最適化推進委員の区域に関する規定につきましては、山上地区と石見地区が2名、それ以外の地区が1名となります。</p> <p>平成28年に1回目の委員の募集を行ったわけですけれども、その際に農業委員及び推進委員の定数に関する条例ということで人数の取り決めをさせていただいております。</p> <p>推進委員の区域については取り決めをさせていただいておりますが、農業委員については町全体で10名ということで、区域のことについては定めておりません。各地域1名の7地域、女性委員2名、農業に関わりのない中立委員1名を想定しています。女性委員につきましては農地面積の多い山上地域と石見地域を想定しています。</p> <p>本日は農業委員の方向性についてお示しいただけたらと思っております。詳しい募集につきましては12月の総会で説明させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>協議第2号について事務局の説明が終わりましたが、補足として、農業委員会法が平成27年8月28日に改正され、その後10月にパブリックコメントがありました。平成27年11月期の日南町農業委員会に於いて定数の設定の検討に入り、当時は13人の農業委員の方がいらっしゃいました。これをベースに先ほど事務局からの説明のような経緯がありますが、日南町は平成の大合併の際に昭和34年7ヶ町村の合併をベースにして選出の意見がありました。規定では農業委員は14名まで選出できるということでしたが、7名の農業委員、2名の女性委員、学識経験者1名の10人ということで協議を行いました。平成27年12月に町長に農業委員会法の改正についての説明と定数の設定の根拠について説明し、了解をいただきました。その後、12月に農業委員候補者評価運営規定を定めて、農業委員会事務局長、農林課長、農政室長、農業委員会会長で構成して、平成28年1月19日に臨</p>

		<p>時議会において条例改正が行われております。1月25日に農業委員会事務局長と自分とで町内に旧学区に7つのまちづくり協議会がありましたので、その7つの協議会を巡って、推薦母体として協力を依頼した経緯があります。1月25日から2月24日まで公募し定数でまとまったということです。</p> <p>皆さんのご質問、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>(浅田農業委員挙手) 浅田農業委員。</p>
	浅田農業委員	<p>私が思うには今のところうまく回転しているのではないかと思いますので、現況の通りでいいのではないかと考えます。以上です。</p>
	議長	<p>このままの定数でいいのではという意見でした。その他の意見がござい ますか。</p> <p>学識経験者枠でございますが、当時、国の方針ですと、司法書士が適当ではないかということでしたが、日南町には農家に関連しない司法書士がい らっしゃらなかったため、いろいろ検討した結果、商工会ということで天 崎委員にお願いしているという経緯でございます。</p> <p>他にご意見ありませんでしょうか。これまで通りの定数配分でよろしい でしょうか。</p> <p>推薦者はまちづくり協議会にご案内する形でいいでしょうか。当然、立 候補もいいということですので。</p> <p>それでは、従来通りで、推薦もしくは立候補で募集をかけるということ で決定したいと思います。</p>
	議長	<p>協議事項は以上でございますので、次に移ります。</p>
その他	議長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	松本事務局長	<p>次回総会は、令和3年12月10日(金)午後2時から開催させていただ きたいと思います。</p> <p>総会終了後に11月5日に行われました農業委員会特別研修のDVDが送付 される予定になっておりますので、1時間程度ですが一緒に見ていただい て皆さんと共有したいと思っております。そのあと、忘年会と祝賀会の会 場に移動するということになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>移動農地銀行ですけれども、来週11月15日(月)から19日(金)まで 全地区で開催されますので、ご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>また、11月5日に行われた研修会の資料を当日欠席された委員の方と推 進委員の皆さんに配布しておりますのでご確認いただけたらと思います。</p> <p>山上地区の委員の皆さんにお願いですが、11月中旬に山上地区の非農地通 知関係の現地確認をお願いできればと思いますので、後日、日程調整をさ せていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
閉会	議長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和3年度第8回 日南町農業委 員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員